

法人の森事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、千葉県農林水産部森林課が所掌する千葉県特別会計営林事業に係る県有林、公益保全林及び海岸県有保安林（以下「県有林」という。）において、企業、NPO 法人、地域住民団体、学校等（以下「法人」という。）が、社会貢献活動として実施する森林の保全・整備、森林環境教育等（以下「法人の森事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 この要領の対象とする法人は、県有林において社会貢献活動として法人の森事業の趣旨に賛同し、法人の森事業協定（以下「協定」という。）を締結する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人が次の各号のいずれかに該当する場合には事業の対象から除く。

(1) 法人が宗教活動や政治活動を主たる目的とするとき。

(2) 事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（(イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知

りながら、当該契約を締結する行為
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象森林)

第3条 この事業の対象とするのは、県有林のうち県が適当と認めた森林とする。

(活動の種類と内容)

第4条 法人の森事業の種類と内容は、次のとおりとする。

- ①植栽、下刈り、つる切り、枝打ち、除伐、間伐等の森林整備
- ②修景植栽、ゴミ清掃等の景観・環境整備
- ③体験学習、自然観察会等の開催による森林環境教育
- ④①～③の活動にともなう付帯施設整備

ただし、②、③、④の活動は①の森林整備と併せて行うことを基本とする。

- 2 法人は、対象となる県有林内において、本要領及び協定で定めた事業以外の営利活動等は行わないものとする。

(事前協議)

第5条 法人の森事業を実施しようとする法人は、あらかじめ県に法人の森事業に係る協議書(様式1)を提出しなければならない。

ただし、既協定を更新する場合は、協議書(様式1-2)を提出するものとする。

- 2 この協議書には、次に掲げる事項を記載した実施計画書、誓約書(様式1-3)及び役員等名簿(様式1-4)を添付するものとする。

- (1) 活動計画する県有林の場所
- (2) 活動計画の期間及び時期
- (3) 活動計画の内容
- (4) 活動計画の面積
- (5) 活動計画の実施方法
- (6) 活動計画予算
- (7) その他必要な事項

- 3 県は、協議の結果、以下の要件に照らして適当と認められる場合は、その旨を法人に回答(様式2)するものとする。

- (1) 本要領第2条に規定する法人であることが明らかであること。
- (2) 協議の内容が、県有林の経営・管理計画等に照らして支障がないこと。
- (3) 活動の内容が、県民の森林に対する理解を深めるものであると認められる

こと。

- 4 県は、法人の情報について暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するために、環境生活部くらし安全推進課を経由し、千葉県警察本部長へ照会を行うものとする。

(協定の締結)

第6条 法人は、第5条の協議終了後、県と法人の森事業協定書(様式3)を締結するものとする。

- 2 協定期間は1年単位で3年以上5年以下とする。
- 3 協定内容に変更が生じた場合は、県と法人は必要な協議を行い、変更協定を締結するものとする。

(事業の実施)

第7条 法人は、法人の森事業実施計画書(様式4)に基づき活動を実施するものとする。

- 2 法人は、法人の森事業で森林整備等を行った立木、発生材、施設等について、一切の権利を主張しないものとする。

なお、法人が県有林内の森林整備により生じた発生材について本事業でその活用を希望する場合は、法人は県に対し買受け・譲渡を申し込むものとする。

- 3 法人は、法人の森事業に伴って設置した施設について、協定期間の満了する日までに撤去するものとする。

ただし、県が県有林事業の実施に当たり必要と認めた施設については、この限りでない。この場合、この施設について、一切の権利を主張しないものとする。

- 4 県は、事業の実施に際し、必要な連絡調整及び技術指導を行うものとする。

(活動の名称)

第8条 本事業により法人が活動を行う県有林には、法人の名称等を冠することができるものとする。

- 2 法人の名称を記載した看板を県有林に設置したい場合は、県と協議するものとする。

(寄付行為)

第9条 法人の森事業で、植栽等の森林整備を行った立木等については、千葉県公有財産管理規則に基づき県に寄付するものとする。

- 2 法人は、寄付を行うにあたり、条件等を付さないものとする。

(費用負担)

第 10 条 法人の森事業に係る経費は、全て法人が負担するものとする。

(安全管理等)

第 11 条 法人は、活動中の安全管理に十分配慮し、参加者や第三者の安全の確保に努めなければならない。

2 法人は、活動中の責任の所在を明らかにするため、法人の名称、活動の目的等を記載した説明板を県有林内に設置するものとする。

ただし、第 8 条第 2 項中の看板を設置する場合は、この限りでない。

3 法人は、活動中に事故等が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに適切な措置をとり、県に報告しなければならない。

4 活動中に発生した事故等により県又は第三者に与えた損害については、全て法人の責任とする。

5 県は、前項の事故の発生報告を受けたときは、必要に応じて事故の発生状況について調査を行うものとし、法人はこの調査に協力しなければならない。

(報 告)

第 12 条 法人は、毎年度、法人の森事業実施計画書に記載した活動の実施状況につき、法人の森事業実施報告書（様式 5）により報告するものとする。

(活動の完了)

第 13 条 法人は、協定に基づく活動を完了したときは、法人の森事業完了報告書（様式 6）を提出しなければならない。

2 県は、前項による完了報告書の提出があったときは、速やかに現地の確認を行い、必要に応じて補正等の指示を行うものとする。

この場合、法人は指示に従わなければならない。

(協定の解除)

第 14 条 県は、次のいずれかに該当する場合は、法人との間で締結した協定を解除することができる。

(1) 第 2 条に規定する対象法人の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第 5 条に規定する協議書又は協議書の添付書類に虚偽があることが判明したとき。

(里山活動協定の認定)

第 15 条 法人は、協定を締結した県有林について、千葉県里山の保全、整備及び活用の

促進に関する条例（平成 15 年 3 月 7 日条例第 5 号）に基づく里山活動協定の認定申請を行うことができるものとする。

附則

この実施要領は、平成 14 年 8 月 26 日から施行する。

（一部改正）平成 21 年 1 月 13 日

附則

（施行期日）

この要領は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 25 年 12 月 19 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 2 月 5 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行日前に改正前の要領の規定により協議書の提出があったものについては、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行日前に改正前の要領の規定により協議書の提出があったものについては、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1

法人の森事業協議書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 :

団体の名称 :

代表者氏名 :

下記のとおり県有林において法人の森事業を実施したいので、法人の森事業実施要領第 5 条の規定により協議します。

記

1 法人の森の名称

2 法人の森事業の場所

所在地または〇〇県有林〇〇林班〇〇小班

3 法人の森事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 法人の森事業の目的

5 法人の森事業の内容

法人の森事業実施計画書のとおり

6 添付資料

法人登記事項証明書（登記されている法人のみ）

法人の会則、規約又は定款

団体概要

誓約書（様式 1－3）

役員等名簿（様式 1－4）

法人の活動状況、計画

様式 1－2

法人の森事業協議書（更新）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所：

団体の名称：

代表者氏名：

下記のとおり県有林において法人の森事業を実施したいので、法人の森事業実施要領第 5 条の規定により協議します。

記

1 法人の森の名称

2 法人の森事業の場所

所在地または〇〇県有林〇〇林班〇〇小班

3 法人の森事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 法人の森事業の目的

5 法人の森事業の内容

法人の森事業実施計画書のとおり

6 添付資料

法人登記事項証明書（登記されている法人のみ）

又は法人の会則、規約又は定款（役員の記載がある部分）

誓約書（様式 1－3）

役員等名簿（様式 1－4）

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

団体の名称

代表者氏名

印

法人の森事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が法人の森事業実施要領第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、法人の森事業を実施するに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、法人の森事業協定を締結しない又は協定を解除されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

様式 1－4

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住 所

団体の名称

団体の代表者

㊞

役員等名簿には法人の森事業を行う者の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

様式 2

森 第 号
年 月 日

法人名 様

千葉県農林水産部長

法人の森事業に係る協議について（回答）

年 月 日付けで協議のあった下記の法人の森事業については、法人の森事業実施要領第5条第3項の要件を満たしていると認められます。

については、同要領第6条の規定により、法人の森事業協定を締結するため、別添協定書に押印の上、御返送くださるようお願いいたします。

記

- 1 法人の森の名称
- 2 法人の森事業の場所
所在地又は〇〇県有林〇〇林班〇〇小班
- 3 法人の森事業の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 法人の森事業の目的
- 5 法人の森事業の内容
法人の森事業実施計画書記載のとおり
- 6 その他必要な事項

様式 3

法人の森事業協定書

森林所有者千葉県（以下「甲」という。）と法人の森事業実施団体〇〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。法人登記されている場合は法人名称のみ）は、「法人の森事業実施要領」（平成14年8月26日みどり第245号。以下「要領」という。）に基づき、乙が行う法人の森事業に関し、以下のとおり同意したので、協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（協定の目的となる森林）

第2条 本協定の目的となる森林（以下「当該森林」という。）は以下のとおりとする。

県有林の所在	面積（ha）	森林の範囲

（法人の森事業の内容）

第3条 乙の法人の森事業における具体的な活動の内容は、法人の森事業実施計画書（様式4）による。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（行為の制限）

第5条 乙は、当該森林において、第3条の法人の森事業実施計画書に定める活動内容以外の、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

ただし、第3号以下について、甲が認めた場合は、この限りでない。

- （1）使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
- （2）県民の一般的利用を妨げる行為を行うこと。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）工作物を設置すること。
- （5）物件を堆積すること。
- （6）火気を使用すること。
- （7）木竹を伐採、植物を採取、又は損傷、若しくは植栽すること。
- （8）車両を乗り入れること。

2 設置した工作物、堆積した物件は、本協定の期間が満了する日までに撤去しなければならない。ただし、甲が県有林事業の実施に当たり必要と認めた当該施設については、この限りでない。この場合、当該施設について、乙は一切の権利を主張しないものとする。

3 乙は、法人の森事業で森林整備等を行った立木、発生材、施設等について、一切の権利を主張しないものとする。

なお、乙が県有林内の森林整備により生じた発生材について本事業でその活用を希望する場合は、乙は甲に対し買受け・譲渡を申し込むものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第6条 乙が本協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過後も、なお違反の状態が是正されない場合は、甲は本協定の適正な履行のため必要な措置を講じることができるものとする。

3 前項に掲げる、甲が執る措置に要した費用は、乙が負担するものとする。

(協定の解除等)

第7条 次の号に掲げる事態が生じた場合は、本協定を解除又は変更することができるものとする。

(1) 甲が第6条第2項の措置を講じたとき。

(2) 公共又は公用のため必要が生じたとき。

(3) 乙の都合により、本協定の内容を変更する必要が生じたとき。

(4) 乙の都合により、本協定の履行が困難になったとき。

(乙の責任)

第8条 乙は本協定に基づく活動を自主的、計画的に行うものとする。

2 乙の活動に要する経費は、全て乙が負担するものとする。

3 乙は、看板を設置した場合は、協定終了時に、寄付行為の有無に係らず看板の撤去に協力するものとする。なお、甲が必要と認めた場合は、協定期間の途中であっても甲の指示に従い看板を撤去するものとする。

(危険負担)

第9条 法人の森事業の実施に伴い発生した事故等により甲又は第三者に与えた損害については、全て乙が責任を負うものとする。ただし、甲の責によるときはこの限りでない。

2 法人の森事業の実施中に事故等が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、適切な措置をとり、県に報告しなければならない。

(活動内容の報告)

第10条 乙は、毎年度末日までに法人の森事業実施報告書(様式5)を提出するものとする。

2 甲は、前項の実施報告書の提出があった場合は、必要に応じ現地を確認するものとする。

3 第1項に定めるほか、乙は甲が活動に関して報告を求めた場合には、これに応

じるものとする。

(活動の完了報告)

第 11 条 乙は、本協定に基づく法人の森事業が完了したときは、速やかに法人の森事業完了報告書（様式 6）を提出するものとする。

2 甲は、前項による完了報告書の提出があったときは、速やかに現地の確認を行い、必要に応じて補正等の指示を行うものとする。この場合、乙は指示に従わなければならない。

(協議)

第 12 条 本協定各条に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
名称
代表者氏名

様式 4

法人の森事業実施計画書

1 活動の種類

2 法人の森の名称

3 活動の内容

区 域 番号	森林の所在				森林の現況等	面積 (ha)	年度別活動計画				
	市町村	県有林名 (大字)	林班 (字)	小班 (地番)			年度	年度	年度	年度	年度
①						ha					
②						ha					
③						ha					
④						ha					
計 (予算)						ha	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

【記入上の注意事項】

※森林の所在欄は、地番または県有林名のどちらかを記入すること。

※年度別活動計画欄には、実施時期も記入すること。また、植栽を計画した場合は、樹種、本数についても記載すること。

※面積は、小数点以下第5位を四捨五入し、第4位まで記入すること。

4 その他参考事項

法人の森事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 :
団体の名称 :
団体の代表者 :

- 1 活動の種類
- 2 法人の森の名称
- 3 活動の内容

区 域 番号	森林の所在				面積 (ha)	活動内容
	市町村	県有林名 (大字)	林班 (字)	小班 (地番)		
①						
②						
③						
計						

【記入上の注意事項】

※森林の所在欄は、地番または県有林名のどちらかを記入すること。

※活動内容欄には、実施時期も記入すること。また、植栽を実施した場合は、樹種、本数についても記載すること。

※面積は、小数点以下第 5 位を四捨五入し、第 4 位まで記入すること。

- 4 その他参考事項

法人の森事業完了報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 :
団体の名称 :
団体の代表者 :

年 月 日付けで協定を締結した法人の森事業協定については、下記のとおり活動を完了したので報告します。
記

- 1 活動の種類
- 2 活動の内容

区 域 番号	森林の所在				森 林 の 現況等	面積 (ha)	年度別活動実績				
	市町村	県有林名 (大字)	林班 (字)	小班 (地番)			年度	年度	年度	年度	年度
①											
②											
③											
計											

【記入上の注意事項】
※森林の所在欄は地番又は県有林名のどちらかを記入すること。 ※年度別活動実績欄には、実施時期も記入すること。
※面積は、小数点以下第 5 位を四捨五入し、第 4 位まで記入すること。

- 3 その他参考事項

法人の森事業の看板及び説明板の設置基準

法人の森事業実施要領第8条第2項中の「法人の名称を記載した看板」と第11条第2項中の「説明板」の設置基準については、以下のとおり定める。

◎法人の名称を記載した看板

- 1 看板の大きさは、幅1.8m×高さ3.5mを限度とする。
- 2 看板の材質は木材とし、地域材の利用による循環型社会の形成を進める観点から千葉県産木材を活用することを推奨する。
- 3 看板の色彩及び形態は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 4 看板の記載内容の範囲は、次のとおりとする。
 - ・法人の森の名称
 - ・活動の目的
 - ・法人、団体の名称
 - ・協定締結日 ○年○月○日
 - ・事業内容、面積
 - ・参画企業・団体の名称、事業名
 - ・植栽樹種
 - ・連絡先 ○部林業事務所

◎説明板

- 1 説明板の大きさは、幅1.1m×高さ1.4mを限度とする。
- 2 説明板の材質は原則木材する。
- 3 説明板の色彩及び形態は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 4 説明板の記載内容は、次のとおりとする。

「法人の森事業を行っています」

 - ・法人の森の名称
 - ・活動の目的
 - ・法人、団体の名称
 - ・作業期間 ○年○月○日から ○年○月○日まで
 - ・連絡先 ○部林業事務所

説明板記載例

110cm

140cm

○年○月○日から
○年○月○日まで

法人の森事業を
行っています



〇〇〇の森



活動の目的：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のた

事業者 〇〇〇株式会社

連絡先 〇部林業事務所